

【無利息普通預金(決済用預金)規定】

1. (決済用預金の定義)

(1) 決済用預金とは、①要求払預金(預入期間が決まっておらず、いつでも払戻ができる預金)、②通常必要な決済サービスが利用可能、③無利息(当行とお客さまとの間で利息を付さないことを約定した場合)、の3要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。

(2) 無利息普通預金(または無利息普通預金総合口座)は、決済用預金に該当します。

2. (無利息普通預金の「普通預金規定第6条」に係る取扱)

無利息普通預金には、普通預金規定第6条に基づく利息の組入れはございません。

3. (無利息普通預金総合口座の「つくば総合口座取引規定第8条第1項」に係る取扱)

無利息普通預金の総合口座には、つくば総合口座取引規定第8条第1項に基づく利息の組入れはございません。

4. (既存普通預金または既存普通預金総合口座を無利息普通預金または無利息普通預金総合口座へ切替える場合の未払利息の取扱)

切替のお申込日に未払いの普通預金利息または総合口座普通預金利息がある場合は、その利息を清算し、当該口座にご入金いたします。ただし、総合口座貸越利息の取扱には、変更はございません。

5. (無利息普通預金の「普通預金規定第17条」、「つくば総合口座取引規定第23条」に係る取扱い)

無利息普通預金・無利息総合口座普通預金は「普通預金規定第17条」、「つくば総合口座取引規定第23条」に基づく未利用口座手数料の対象にはなりません。

6. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

普通預金規定

つくば総合口座取引規定

以 上